

# 小学部・中学部の指導要録

## I 指導要録改善の基本的な考え方

### 1 改善の趣旨

小・中学部の指導要録については、小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月28日 文部科学省告示第73号）の改訂に伴い、その趣旨を考慮して、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）を受け、今回の改善が図られたものである。

この報告においては、各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理し示され、そのうち「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価になじまず、個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があること、各教科等の観点に趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することが示された。また、学習評価の結果の活用には、各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と、各教科等の児童生徒の学習状況を総括的に捉え、教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善の改善等を図ることが重要であることが重要であるとされている。

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿である。

このようなことを踏まえ、学習評価を円滑に実施するために、次の諸点に留意することが必要である。

- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。  
具体的には、例えば以下の取組が考えられること。
  - ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
  - ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量を図ること。
  - ・ 教務主任や研修担当者を中心として、学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。
- (2) 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や

時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選することが重要であること。

- (3) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。
- (4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。
- (5) 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。
- (6) 全国学力・学習状況調査等の外部試験や検定等の結果は、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要であること。

このような外部試験や検定等の結果の利用に際しては、それらが学習指導要領に示す目標に準拠したものでない場合や、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に扱うものではない場合があることから、これらの結果は教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。

## 2 改善の概要

- (1) **視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校**

小学部における「外国語活動の記録」については、従来、観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入すること。
- (2) **知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校**

各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。
- (3) **教師の勤務負担軽減の観点から**

「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きするなど、その記載事項を必要最低限にとどめるなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

### 3 様式等の制定に当たって特に留意すべき事項

- (1) 指導要録は、特別支援学校を設置する地方公共団体の教育委員会がその様式等を定めるべきものであることから、県教育委員会は平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」によって示された様式等を参考にして、今回様式を示している。
- (2) 小学校及び中学校の特別支援学級の児童生徒に係る指導要録については、必要がある場合は、特別支援学校の指導要録に準じて作成する。

### 4 その他

#### (1) 情報通信技術の活用について

指導要録の書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、教師の勤務負担軽減に不可欠なことから、統合型校務支援システムの導入について検討を行っているところである。

#### (2) 指導要録の様式を通知表の様式と共通のものにすることについて

通知表の記載事項が、設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通するものとするのが現行の制度上も可能であるが、本県においては各学校において、児童生徒及び学校の実情を踏まえ、創意工夫が凝らした通知表の様式があることから当面は、指導要録の様式と通知表の様式を共通のものとはしないこととする。

## Ⅱ 記入上の注意

### 1 全般的な注意事項

#### (1) 記入の文字

ア 記入に当たっては、原則として常用漢字及び現代仮名遣いを用いる。ただし、固有名詞はこの限りでない。

イ 記入に当たっては黒色又は青色のペン書きとする。(保存年数に耐えうるものを使用する。)

ウ 学籍に関する記録の「児童(生徒)」と「保護者」の欄の氏名は、ペン書きとする。

エ ウの「児童(生徒)」と「保護者」以外の欄でゴム印を用いられるものは、正確で明瞭なゴム印を用いてもよい。

#### (2) 記入の位置

学籍に関する記録の「校長氏名印」及び「学級担任者氏名印」,「児童(生徒)」及び「保護者」の「現住所」など、変更あるいは併記する必要があることのある欄については、その欄の上部から順に記入する。

#### (3) 記入の時期

ア 入学時及び年度当初

(ア) 学籍に関する記録の「学級」,「整理番号」,「児童(生徒)」,「保護者」,「入学前の経歴」,「入学・編入学等」,「学校名及び所在地」,「年度」の欄,「校長氏名印」及び「学級担任者氏名印」の欄の氏名

(イ) 指導に関する記録の「児童(生徒)氏名」,「学校名」,「学級」,「整理番号」,「入学時の障害の状態」の欄, 中学部において外国語科を設ける場合は「外国語」, その他, 選択教科を実施する場合は,「選択教科」の「教科」

イ 年度末

(ア) 学籍に関する記録

「校長氏名印」及び「学級担任者氏名印」の欄の印

(イ) 指導に関する記録

**【視覚障害者, 聴覚障害者, 肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校】**

「各教科の学習の記録」の観点別学習状況及び評定,「道徳科の記録」,「外国語活動の記録」,「総合的な学習の時間の記録」,「特別活動の記録」,「行動の記録」,「自立活動の記録」,「総合所見及び指導上参考となる諸事項」,「出欠の記録」の各欄

**【知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校】**

「各教科・特別活動・自立活動の記録」,「道徳科の記録」,「行動の記録」,「総合所見及び指導上参考となる諸事項」,「出欠の記録」の各欄

ウ 卒業時

学籍に関する記録の「卒業」及び「進学先」(小学部),「進学先・就職先等」(中学部)の欄

エ 事由発生時

(ア) 学籍に関する記録の「転入学」及び「転学・退学等」の欄

(イ) 指導に関する記録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄

(ウ) 上記アイであげた欄のうちの必要事項

**(4) 記載事項の消除**

学籍に関する記録の「入学・編入学等」の欄の（第1学年入学）と（第 学年編入学）のうち、不必要なものは赤の2本線で消す。

**(5) 記載事項の変更**

氏名、現住所等の記入事項に変更が生じた場合には、前の記入事項が読めるように黒又は青の2本線で消し、その都度必要事項を記入し、必要ならば、変更が生じた年月日を入れる。

**(6) 記入事項の訂正**

記入事項に誤りがあった場合には、記入事項を黒又は青の2本線で消し、訂正した事項を記入する。

なお、訂正箇所には訂正者の印を押す。

## 2 学籍に関する記録

この欄は、学齢簿の記載に基づき記入する。変更や異動が生じたときには、県教育委員会からの「学齢簿の加除訂正について」の通知が完了した後に、指導要録に記入することが望ましい。

### (1) 児童（生徒）の欄

- ア 学齢簿の記載に基づいて記載する。氏名のふりがなは、ひらがなとする。
- イ 氏名のふりがなは、学齢簿に記載されていない場合もあるので、学校において適切な方法で確認し記入する。
- ウ 「現住所」については、「鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号」、「鹿児島県〇〇郡〇〇町〇〇番地〇〇」等、正確に記入する。

### (2) 保護者の欄

- ア 「氏名」の欄には、児童生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは後見人を記入する。  
なお、児童福祉施設に入所している児童生徒の保護者の「氏名」の欄は、親権を行う者（施設長ではない。）を記入する。ただし、施設長が後見人になっている場合は施設長名を記入する。（施設長が後見人になっているかどうか確認する。）
- イ 「現住所」については、児童生徒の現住所と同一の場合は、「児童（生徒）の欄と同じ」と略記する。

### (3) 入学前の経歴の欄

- ア 小学部の場合には、小学部に入学するまでの教育又は保育関係の略歴を、例えば「平成〇年〇月から〇年〇月まで〇〇幼稚園（保育所）在園（所）」「〇〇県立〇〇学校幼稚園部在学」というように記入する。
- イ 中学部の場合、中学部に入学するまでの教育関係の略歴を、例えば「〇〇県立〇〇学校小学部卒業」「〇〇県〇〇市立〇〇小学校卒業」というように記入する。
- ウ 外国において受けた教育の実情などがあれば、この欄に記入する。

### (4) 入学・編入学等の欄

- ア 「入学」は、児童生徒が小・中学部の第1学年に入学した年月日を記入する。この年月日は、県立学校にあっては、県教育委員会が通知した入学期日を、その他の学校にあっては、学校において定めた入学期日を記入する。  
なお、期日に遅れて出校した場合にも、指定の入学期日を記入する。この場合、所定の出校日より遅れた日数は、通常は欠席として取り扱うことになる。他の学校に一旦入学した者が、第1学年の中途に転入学した場合には、この欄には記入しないで「転入学」の欄に記入する。  
ここでいう入学とは、児童生徒が小・中学部の学年当初に就学することをいい、編入学や転入学とは異なる。したがって、入学の場合の記入の仕方は、第1学年入学の年月日を該当欄に記入し、「第〇学年編入学」の文字を赤の2本線で消除する。
- イ 「編入学等」は第1学年の中途又は第2学年以上の学年時に、外国にある学校などか

ら編入学した場合，又は児童自立支援施設若しくは少年院から移った場合など，就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合の児童生徒について，その年月日，学年を記入し，さらに年月日の下に，編入学以前の教育状況や編入学した事由等を記入する。

なお，この場合には，「第1学年入学」の文字を赤の2本線で消除する。

#### (5) 転入学の欄

ア 他の特別支援学校の小学部，中学部（小・中・義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）から転校してきた場合について記入する。

イ この欄には，転入学の年月日，転入学年，前に在籍していた学校名，所在地及び転入学の事由等を記入する。

#### (6) 転学・退学等の欄

ア 上記(4)「入学・編入学等の欄」及び(5)「転入学の欄」に記入された日以降における異動，すなわち在籍していた児童生徒が，その学校を去った場合に記入する。

イ 他の特別支援学校の小学部，中学部（小・中・義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）に転学する場合は，そのために学校を去った年月日（学校に出てきた最後の日）をこの欄の上部（ ）内に記入し，転学先の学校長から通知を受けた後，その受け入れた年月日の前日を下部に記入する。また，転学先の学校名，所在地，転入学年及びその事由等を記入する。

学校を去った年月日（学校に出てきた最後の日）とは，転学する児童生徒がその学校に在籍し，授業日数に数えた最後の日のことである。

(ア) 転学した学校が距離的に近く，学校を去ったその日に転入学した場合には，（ ）内の日付とその下部の日付は同日となる。この場合，児童生徒が新旧両校にまたがって在籍することのないよう，転学先の学校にあっては受け入れた日をその翌日とする。

(イ) 転学に要する旅行期間は，「出欠の記録」の欄の記入においては「授業日数」に記入しない。

ウ 外国にある学校などに入るために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している児童生徒の退学の場合には，校長が退学を認めた年月日を下部に記入し，その事由等を併せて記入する。

エ 児童自立支援施設若しくは少年院への入院など就学義務の猶予・免除をする場合又は児童生徒の居所が1年以上不明である場合は，存在しない者として取り扱い，校長が在学しない者と認めた年月日を上部（ ）内に記入し，下にその事由等を併せて記入する。

オ 児童生徒が死亡した場合は，上記エに準ずる。

#### (7) 卒業の欄

校長が卒業を認定した年月日(原則として3月末であることが適当である。)を記入する。

#### (8) 進学先（進学先・就職先等）の欄

ア 小学部の場合

進学した中学部（中学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）名及び所在地を記入する。

#### イ 中学部の場合

- (ア) 進学した者については、進学した学校名及び所在地を記入する。
- (イ) 就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入する。
- (ウ) 就職しながら進学した者については、上記の両方を記入する。
- (エ) 福祉施設に入所、通所した者については、施設名及び所在地を記入する。
- (オ) 家事、家庭保護又は家業に従事した者については、その旨を記入する。
- (カ) 卒業の際、進路が決まっていなくて記入できない者については、確定したときに記入する。
- (キ) 学齢の超過による退学の場合には、退学後の状況もこの欄に記入する。

### 3 学校名及び所在地

- (1) この欄には、学校名及び所在地を記入し、分校の場合には、分校名、所在地及び在学した学年等を併せて記入する。支援教室の場合には、支援教室名、所在地を記入する。
- (2) 学校名については、国、公、私立の別も明らかになるように、例えば「鹿児島県立〇〇学校」のように正確に記入し、所在地も「鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号」等、正確に記入する。
- (3) 分校の場合には、「鹿児島県立〇〇学校〇〇分校」のように記入し、所在地も正確に記入する。また、分校に在学した学年については、「第〇学年まで在学」のように記入する。支援教室の場合には、「鹿児島県立〇〇学校〇〇支援教室」のように記入し、所在地は、設置されている高等学校のものを正確に記入する。

### 4 校長氏名印・学級担任者氏名印

- (1) 同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。  
なお、臨時に担当した期間がある場合は、その期間を（ ）書きで記入する。
- (2) 学年末又は児童生徒の転学・退学の際は、記入について責任を有する校長及び学級担任者が押印する。
- (3) 正・副担任が明示されている場合は、正担任氏名だけを記入し、押印する。
- (4) 担任が1学級複数の場合は、複数の担任者氏名を記入し、記入について責任を有する者が押印する。

## 5 指導に関する記録

【視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校】

### (1) 各教科の学習の記録

ここには、「Ⅰ 観点別学習状況」及び「Ⅱ 評定」の2欄が設けられているが、これは、児童生徒の各教科の学習の状況を総合的に把握するためのものであるから、各欄の性格を十分考慮して記入する。

#### ア 「Ⅰ 観点別学習状況」の欄

この欄には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下、学習指導要領）に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価して記入する。

#### (ア) 表示の方法

各教科の観点ごとの目標の実現状況を、「十分満足できる」状況と判断されるものはA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものはB、「努力を要する」状況と判断されるものはCとする。また、特に必要があれば、各学校において、観点を追加して記入する。

#### (イ) 参考資料の活用

各教科の評価の観点とその趣旨は、次のとおりである。さらにそれを学年別等に示したものは、後段の参考資料（小学部P69，中学部P77）に掲げてある。

各学校においては、これらを参考にして単元等の評価規準を設定し、効果的な評価を行えるようにする必要がある。

### 〈 小 学 部 〉

教科	観 点	趣 旨
国語	知識・技能	日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたりしながら、言葉がもつよさを認識しようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。
社会	知識・技能	地域や我が国の国土の地理的環境，現代社会の仕組みや働き，地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解しているとともに，様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめている。
	思考・判断・表現	社会的事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考えたり，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したり，考えたことや選択・判断したことを適切に表現したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	社会的事象について，国家及び社会の担い手として，よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとしている。

算数	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解している。</li> <li>日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	日常の事象を数理的に捉え、見通しをもち筋道を立てて考え、察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを用いて事象を統一的・発展的に考察する力、数学的に表現を柔軟に表したりする力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き粘り強く考えたり、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとしたり、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとしたりしている。
理科	知識・技能	自然の事物・現象についての性質や規則性などについて理解しているとともに、器具や機器などを目的に応じて工夫し、観察、実験などを行い、それらの過程や得られた結果を適切に記録している。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を基に考察し、それらを表現するなどして問題解決している。
	主体的に学習に取り組む態度	自然の事物・現象に進んで関わり、粘り強く、他者と関わりながら問題解決しようとしているとともに、学んだことを学習や生活に生かそうとしている。
生活	知識・技能	活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付いているとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	身近な人々、社会及び自然に自ら働き掛け、意欲や自信をもって学ぼうとしたり、生活を豊かにしたりしようとしている。
音楽	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解している。</li> <li>表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌ったり、演奏したり、音楽をつくったりしている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、曲や演奏のよさなどを見だし、音楽を味わって聴いたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	音や音楽に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
図画工作	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解している。</li> <li>材料や用具を使い、表し方などを工夫し、創造的につくったり表したりしている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもちながら、造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考えるとともに、創造的に発想や構想したり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	つくりだす喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

家庭	知識・技能	日常生活に必要な家族や家庭，衣食住，消費や環境などについて理解しているとともに，それらに係る技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し，様々な解決方法を考え，実践を評価・改善し，考えたことを表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	家族の一員として，生活をよりよくしようと，課題の解決に主体的に取り組んだり，振り返って改善したりして，生活を工夫し，実践しようとしている。
体育	知識・技能	各種の運動の行い方について理解しているとともに，基本的な動きや技能を身に付けている。また，身近な生活における健康・安全について実践的に理解しているとともに，基本的な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自己の運動の課題を見付け，その解決のための活動を工夫しているとともに，それらを他者に伝えている。また，身近な生活における健康に関する課題を見付け，その解決を目指して思考し判断しているとともに，それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう，運動に進んで取り組もうとしている。また，健康を大切にし，自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。
外国語	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語の音声や文字，語彙，表現，文構造，言語の働きなどについて，日本語と外国語との違いに気付き，これらの知識を理解している。</li> <li>・ 読むこと，書くことに慣れ親しんでいる。</li> <li>・ 外国語の音声や文字，語彙，表現，文構造，言語の働きなどの知識を，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。</li> <li>・ コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，音声で十分慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。</li> </ul>
	主体的に学習に取り組む態度	外国語の背景にある文化に対する理解を深め，他者に配慮しながら，主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

〈 中 学 部 〉

教科	観 点	趣 旨
国語	知識・技能	社会生活に必要な国語について，その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「話すこと・聞くこと」，「書くこと」，「読むこと」の各領域において，社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め，自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に人と関わったり，思いや考えを深めたりしながら，言葉がもつ価値を認識しようとしているとともに，言語感覚を豊かにし，言葉を適切に使おうとしている。
社会	知識・技能	我が国の国土と歴史，現代の政治，経済，国際関係等に関して理解しているとともに，調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	社会的事象の意味や意義，特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり，社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したり，思考・判断したことを説明したり，それらを基に議論したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	社会的事象について，国家及び社会の担い手として，よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。
数学	知識・理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解している。</li> <li>・ 事象を数学化したり，数学的に解釈したり，数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	数学を活用して事象を論理的に考察する力，数量や図形などの性質を見だし総合的・発展的に考察する力，数学的な表現を用いて事象を簡潔・明確・的確に表現する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え，数学を生活や学習に生かそうとしたり，問題解決の過程を振り返って表現・改善しようとしたりしている。
理科	知識・理解	自然の事物・現象についての基本的な概念や原理・法則などを理解しているとともに，科学的に探究するために必要な観察，実験などに関する基本操作や記録などの基本的な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象から問題を見だし，見通しをもって観察，実験などを行い，得られた結果を分析して解釈し，表現するなど，科学的に探究している。
	主体的に学習に取り組む態度	自然の事物・現象に進んで関わり，見通しをもったり振り返ったりするなど，科学的に探究しようとしている。

音楽	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解している。</li> <li>・ 創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。</li> </ul>
	思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	音や音楽、音楽文化に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
美術	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象や事象を捉える造形的な視点について理解している。</li> <li>・ 表現方法を創意工夫し、創造的に表している。</li> </ul>
	思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	美術の創造活動の喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の幅広い学習活動に取り組もうとしている。
技術家庭	知識・技能	生活と技術について理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、生活を工夫し創造し、実践しようとしている。
保健体育	知識・技能	運動の合理的な実践に関する具体的な事項や生涯にわたって運動を豊かに実践するための理論について理解しているとともに、運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。また、個人生活における健康・安全について科学的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、個人生活における健康に関する課題を発見し、その解決を目指して科学的に思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動の合理的な実践に自主的に取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自他の健康の保持増進や回復についての学習に自主的に取り組もうとしている。

外国語	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国語の音声や語彙，表現，文法，言語の働きなどを理解している。</li> <li>外国語の音声や語彙，表現，文法，言語の働きなどの知識を，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，日常的な話題や社会的な話題について，外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり，これらを活用して表現したり伝え合ったりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	外国語の背景にある文化に対する理解を深め，聞き手，読み手，話し手，書き手に配慮しながら，主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

(ウ) 中学部において選択教科を実施する場合の評価

選択教科を実施する場合は，各学校で観点を設定し，空欄に記入する。

イ 「Ⅱ 評定」の欄

(ア) 小学部の場合

第3学年以上の各教科の学習の状況について，小学部・中学部学習指導要領に示された各教科の目標に照らして，その実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評定は，3段階で表し，3段階の表示は3，2，1とする。

その表示は，小学部・中学部学習指導要領に示された各教科の目標に照らして，「十分満足できる」状況と判断されるものを3，「おおむね満足できる」状況と判断されるものを2，「努力を要する」状況と判断されるものを1とする。

(イ) 中学部必修教科の場合

各学年における各教科の学習状況について，小学部・中学部学習指導要領に示された各教科の目標に照らして，その実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評定は，5段階で表し，5段階の表示は，5，4，3，2，1とする。

その表示は，小学部・中学部学習指導要領に示された各教科の目標に照らして，十分満足できるもののうち，「十分満足できるもののうち，特に程度が高い」状況と判断されるものを5，「十分満足できる」状況と判断されるものを4，「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3，「努力を要する」状況と判断されるものを2，「一層努力を要する」状況と判断されるものを1とする。

(ウ) 中学部において選択教科を実施する場合

選択教科を実施する場合は，各学校が評定の段階を決定し記入する。

(エ) 評定に当たっての留意事項

評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり，「Ⅰ 観点別学習状況」において掲げられた観点は，分析的な評価を行うものとして，各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際，評定の適切な決定方法等については，各学校において決定する。

## (2) 特別の教科 道徳（以下、道徳科）の記録

小学部及び中学部における道徳科の評価については、学習活動における児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価で文章で端的に記述する。

具体的には以下の点に留意し、学習活動における児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を、観点別評価ではなく個人内評価として丁寧に見取り、記述で表現することが適切である。

- ア 児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては、育むべき資質・能力を観点別に分節し、学習状況を分析的に捉えることは妥当ではないこと。
- イ このため、道徳科については、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考え方を深める）」という学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しをもって振り返る場面を適切に設定しつつ見取ることが求められること。
- ウ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと。
- エ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- オ その際、道徳の特別教科化の趣旨を踏まえ、特に、学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが求められること。

## (3) 外国語活動の記録

小学部における外国語活動の記録については、評価の観点を記入した上で、それらの観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入するなど、児童にどのような力が付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標を踏まえ、以下のように設定する。また、各学校において、観点を追加して記入することも可能である。

### ○ 評価の観点及びその趣旨

知識・技能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めている。</li><li>・ 日本語と外国語の音声の違い等に気付いている。</li><li>・ 外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。</li></ul>
思考・判断・表現	身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。
主体的に学習に取り組む態度	外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

#### (4) 総合的な学習の時間の記録

##### ア 学習活動の欄

この欄には、総合的な学習の時間に行った学習活動を記入する。

どのような内容の学習をしたのかが分かるように、具体的な活動を要約して簡潔に記入する。(課題研究、郷土学習、環境問題といったような概括的な表し方だけの記述は避けるようにする。)

学習活動に関しては、次のア～ウが例示されているが、総合的な学習の時間の趣旨やねらいに即した適切な活動であれば、これ以外の活動を行うことも差し支えない。

- (ア) 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する課題
- (イ) 地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題
- (ウ) 児童生徒の興味・関心に基づく課題

##### イ 観点の欄

この欄には、指導の目標や内容に基づいて各学校が定めた評価の観点を記入する。

評価の観点については、小学部・中学部学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づき、評価の観点及びその趣旨を参考にして具体的に定めるようにする。

#### ○ 評価の観点及びその趣旨（総合的な学習の時間）

##### < 小学部 >

知識・技能	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。
思考・判断・表現	実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。
主体的に学習に取り組む態度	探究的な学習に主体的。協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

##### < 中学部 >

知識・技能	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。
思考・判断・表現	実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。
主体的に学習に取り組む態度	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

## ウ 評価の欄

この欄には、記載された評価の観点に関して、各学校が設定する評価規準と照らし合わせて、児童生徒の学習状況における変容や成長等、その特徴を具体的に記入するなど、児童生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

### (5) 特別活動の記録

この欄には、学習指導要領の特別活動の目標及び特質等に沿って、下記の評価の観点及び趣旨を参考にして、各学校において各活動・学校行事について具体的な評価の観点を定めるようにする。

#### ○ 評価の観点及びその趣旨

##### 〈 小 学 部 〉

観 点	趣 旨
知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。</li> <li>自己の生活の充実・向上や自分らしい生き方の実現に必要なことについて理解している。</li> <li>よりよい生活を築くための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。</li> </ul>
思考・判断・表現	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法について考え、話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。
主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活や社会、人間関係をよりよく築くために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。</li> <li>主体的に自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとしている。</li> </ul>

##### 〈 中 学 部 〉

観 点	趣 旨
知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。</li> <li>自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。</li> <li>よりよい生活を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。</li> </ul>
思考・判断・表現	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。
主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。</li> <li>主体的に人間としての生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。</li> </ul>

## (6) 自立活動の記録

自立活動の記録については、「個別の指導計画」を踏まえ、下記の事項等を端的に記入する。

ア 指導の目標、指導内容及び指導結果の概要に関すること。

イ 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。

ウ 障害の状態を把握するため、又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。

## (7) 行動の記録

この欄には、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童生徒の行動について、各項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

また、特に必要があれば、項目を追加して記入する。

○ 評価の観点及びその趣旨

〈 小 学 部 〉

項 目	学 年	趣 旨
基本的な生活習慣	第1学年及び第2学年	安全に気を付け、時間を守り、物を大切にし、気持ちのよいあいさつを行い、規則正しい生活をする。
	第3学年及び第4学年	安全に努め、物や時間を有効に使い、礼儀正しく節度のある生活をする。
	第5学年及び第6学年	自他の安全に努め、礼儀正しく行動し、節度を守り節制に心掛ける。
健康・体力の向上	第1学年及び第2学年	心身の健康に気を付け、進んで運動をし、元気に生活をする。
	第3学年及び第4学年	心身の健康に気を付け、運動をする習慣を身に付け、元気に生活をする。
	第5学年及び第6学年	心身の健康の保持増進と体力の向上に努め、元気に生活をする。
自主・自律	第1学年及び第2学年	よいと思うことは進んで行い、最後までがんばる。
	第3学年及び第4学年	自らの目標をもって進んで行い、最後までねばり強くやり通す。
	第5学年及び第6学年	夢や希望をもってより高い目標を立て、当面の課題に根気強く取り組み、努力する。
責任感	第1学年及び第2学年	自分でやらなければならないことは、しっかりと行う。
	第3学年及び第4学年	自分の言動に責任をもち、課せられた役割を誠意をもって行う。
	第5学年及び第6学年	自分の役割と責任を自覚し、信頼される行動をする。

創意工夫	第1学年及び第2学年	自分で進んで考え、工夫しながら取り組む。
	第3学年及び第4学年	自分でよく考え、課題意識をもって工夫し取り組む。
	第5学年及び第6学年	進んで新しい考えや方法を求め、工夫して生活をよりよくしようとする。
思いやり・協力	第1学年及び第2学年	身近にいる人々に温かい心で接し、親切にし、助け合う。
	第3学年及び第4学年	相手の気持ちや立場を理解して思いやり、仲よく助け合う。
	第5学年及び第6学年	思いやりと感謝の心を持ち、異なる意見や立場を尊重し、力を合わせて集団生活の向上に努める。
生命尊重・自然愛護	第1学年及び第2学年	生きているものに優しく接し、自然に親しむ。
	第3学年及び第4学年	自他の生命を大切にし、生命や自然のすばらしさに感動する。
	第5学年及び第6学年	自他の生命を大切にし、自然を愛護する。
勤労・奉仕	第1学年及び第2学年	手伝いや仕事を進んで行う。
	第3学年及び第4学年	働くことの大切さを知り、進んで働くようにする。
	第5学年及び第6学年	働くことの意義を理解し、人や社会の役に立つことを考え、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	第1学年及び第2学年	自分の好き嫌いや利害にとらわれないで行動する。
	第3学年及び第4学年	相手の立場に立って公正・公平に行動する。
	第5学年及び第6学年	だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、正義を大切にし、公正・公平に行動する。
公共心・公德心	第1学年及び第2学年	約束やきまりを守って生活し、みんなが使うものを大切にする。
	第3学年及び第4学年	約束や社会のきまりを守って公德を大切にし、人に迷惑をかけないように心掛け、のびのびと生活する。
	第5学年及び第6学年	規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、学校や人々の役に立つことを進んで行う。

〈 中 学 部 〉

項 目	趣 旨
基本的な生活習慣	自他の安全に努め、礼儀正しく節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
健康・体力の向上	活力のある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上に努めている。
自主・自律	自分で考え、的確に判断し、自制心をもって自律的に行動するとともに、より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。

責 任 感	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。
創 意 工 夫	探究的な態度をもち、進んで新しい考えや方法を見付け、自らの個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	だれに対しても思いやりと感謝の心をもち、自他を尊重し広い心で共に協力し、よりよく生きていこうとする。
生命尊重・自然愛護	自他の生命を尊重し、進んで自然を愛護する。
勤 労 ・ 奉 仕	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもち、進んで仕事や奉仕活動をする。
公 正 ・ 公 平	正と不正を見極め、誘惑に負けることなく公正な態度がとれ、差別や偏見をもつことなく公平に行動する。
公共心・公德心	規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国の伝統と文化を大切にし、国際的視野に立って公共のために役に立つことを進んで行う。

#### (8) 総合所見及び指導上参考となる諸事項

この欄には、児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等で端的に記入する。特にオのうち、児童生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

記入に当たっては、児童生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることが基本となるように留意する。ただし、児童生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

ア 各教科や外国語活動（小学部）、総合的な学習の時間の学習に関する所見

- (ア) 学習全体を通してみられる児童生徒の特徴に関すること。
- (イ) 学習に対する努力、学習意欲、学習態度等の日常の学習状況に関すること。
- (ウ) 進歩が著しい教科がある場合、その状況に関すること。
- (エ) 体力の状況や学習に影響を及ぼすような健康の状況に関することなど。

イ 特別活動に関する事実及び所見

- (ア) 所属する係名や委員会名、クラブ名（小学部のみ）及び学校行事における役割分担など活動の状況についての事実に関すること。
- (イ) 特別活動全体を通してみられる児童生徒の特徴に関すること。
- (ウ) 活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関することなど。

ウ 行動に関する所見

- (ア) 学校生活全体にわたってみられる児童生徒の特徴に関すること。
- (イ) 行動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関することなど。

エ 進路指導に関する事項（中学部のみ）

- (ア) 生徒の将来の希望や進学、就職など当面する進路についての希望に関すること。
- (イ) 自己の将来や進路に関する学習や活動の状況、及び主体的な進路選択に対する意

欲や態度についての事実に関すること。

(ウ) 生徒の希望を実現するために行った指導・助言に関することなど。

オ 児童生徒の特徴・特技，部活動（中学部のみ），学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動，表彰を受けた行為や活動，学力等について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項

(ア) 児童生徒の特徴や特技，趣味などのうち，長所を把握する上で重要なこと。

(イ) 家庭や社会における奉仕活動等の善行，学校内外で表彰を受けた行為や活動等，課外における活動のうち長所と判断されること。

(ウ) 妥当性，信頼性の高い知能や学力等の標準化された検査の検査月日，検査の名称及び検査の結果など。

カ 交流及び共同学習の事実及び所見

交流及び共同学習を実施している児童生徒については，相手先の学校名や学級名，実施期間，実施した内容や成果等を記入する。

#### (9) 入学時の障害の状況

この欄には，入学時における障害の種類及び程度等（学校教育法施行令第22条の3に示す障害の種類，身体障害者手帳の段階など）を記入するほか，可能な限り障害の原因・時期並びに入学前にとられた措置及び措置後の変化等について記入する。

#### (10) 重複障害者等についての指導に関する記録

ア 特に障害を併せ有する児童又は生徒の指導に当たっては，児童生徒の実態を的確に把握し，個別の指導計画に基づく指導に努め，当該児童生徒の指導に関する記録の記入に当たっては，個別の指導計画における指導の目標，指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。

イ 児童生徒の障害の状態等に即して，学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科，道徳科，外国語活動（小学部），特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせた授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第5の規定に基づき重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用した場合であっても，個別の指導計画における各教科等の指導の目標及び指導内容に基づいて記録を記入する。

また，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者，病弱者を教育する特別支援学校において，知的障害者を教育する特別支援学校の指導要録を使用するとともに，総合的な学習の時間を実施した場合は，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の指導要録の指導に関する記録の「総合的な学習の時間の記録」の欄に記載し，両方を併せて保管する。

なお，記入しない欄については斜線を引く。

ウ 訪問教育対象の児童生徒は，障害や疾病の状態等により授業時数の確保が困難な場合があるが，その場合であっても各教科等の指導を行うことが原則であるため，指導内容の精選，重点化を図って指導を行うことが必要である。指導の記録の欄についても，知的障害者を教育する特別支援学校の指導要録と同じく，教科ごとに観点別評価を踏まえて文章で端的に記述する。自立活動については，自立活動の欄に記述する。

## (11) 出欠の記録

### ア 授業日数の欄

(ア) この欄には、児童生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。この授業日数は、転学又は退学等をした児童生徒を除いては、原則として、同一学年のすべての児童生徒は同日数となる。

(イ) 教員を派遣して教育を行った児童生徒については、当該児童生徒に対して授業を実施した総日数を記入する。

(ウ) 転学・退学又は転入学・編入学等をした児童生徒の取扱いは、次のようになる。

① 転学又は退学等をした児童生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日（学籍の記録の「転学・退学等」の欄の（ ）書きの日付）までの授業日数を記入する。

② 転入学又は編入学等をした児童生徒については、転入学又は編入学等をした日以降の授業日数を記入する。

なお、転学あるいは転入学をした児童生徒については、そのための旅行日数はこの授業日数に含めない。

(エ) 授業とは学校において編成した教育課程を実施することであるから、例えば、夏季休業期間中における児童生徒の出校日等は、それが教育課程として実施されたものでない限りは授業日とはみなさない。ただし、夏季休業期間中であっても教育委員会の管理規則に従い、所定の手続きを経て教育課程を実施する場合や、学校教育法施行規則第61条の規定により、国民の祝日等に教育課程の一部として学校行事を実施した場合などは、授業日として計算される。

また、学校教育法施行規則第63条にいう非常変災等による臨時休業及び学校保健安全法第20条にいう学校の全部又は一部学年の全学級の臨時休業の場合は授業日とならない。

同一学年で、いずれか1学級以上で授業が行われている限り、その日はその学年における授業日となる。なお、具体的には次のように取り扱うこととなる。

① ある学年で、全学級が同時に同日数の学級閉鎖をした場合は、各学級とも授業日数に含めない。（学部閉鎖の場合も同じ）

② 各学級が同日ではないが、共通の重なった学級閉鎖の日がある場合には、共通に重なった日だけを控除して授業日数に含めず、残余の閉鎖日数はそれぞれの学級の授業日数とする。この場合、残余の閉鎖日数は、「出席停止・忌引等の日数」の欄に計上する。

③ いずれの学級も同日数でなく、また、共通に重なった日もない場合は、学年全体としてみれば、いずれかの学級が毎日授業をしているので、学年の授業日数から控除する日数はない。したがって、それぞれの閉鎖日数を「出席停止・忌引等の日数」の欄に計上する。

#### 〈学校教育法施行規則〉

第61条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 2 日曜日及び土曜日

3 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

第62条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。

※ 特別支援学校の準用規定：学校教育法施行規則第135条

〈鹿児島県立高等学校学則〉

第7条 休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日のほか、次のとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで(学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)で学年を2学期とするものにおいては7月21日から8月24日まで)
- (3) 秋季休業日(単位制による課程で学年を2学期とするものに限る。) 9月28日から10月4日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (6) 農繁期その他において校長が必要とする休業日 年間10日以内

2 校長は前項第1号から第5号までの休業日は、地方の実情その他の理由により、これを変更することができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期間を具し、教育委員会の承認を得なければならない。

3 第1項第6号に規定する休業日については、校長は、あらかじめ、その理由及び期間を具し、教育委員会に届け出なければならない。

〈鹿児島県立特別支援学校学則〉

第5条 特別支援学校の学年、学期及び休業日については、鹿児島県立高等学校学則(昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号)の各相当規定の例による。

2 幼稚部の休業日については、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を受けて校長が定めることができる。

イ 出席停止・忌引等の日数の欄

(ア) この欄には、児童生徒が出席停止を命じられたり、忌引等の理由で出席を要しないと認められた日数を記入するもので、この日数は欠席日数には含まれない。この欄に記入される日数は次のような場合が含まれる。

- ① 学校保健安全法第19条による出席停止の日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合
- ③ 忌引
- ④ 非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席し、校長が出席しなくてもよいと認めた場合
- ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しな

くてもよいと認めた場合

<p>〈学校保健安全法〉          第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。          第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。</p>
--

(イ) 忌引の日数は、児童生徒の場合、特に一般的な基準があるわけではないが、「学校職員の休暇の取扱いに関する規則」を参考にする。

○ 別表第1（第4条、第5条及び第11条関係）

原因	承認を与える時間又は期間
31 (弔祭休暇) (1) 忌引 学校職員の親族（別表第2の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 (2) 祭日 配偶者、父母、子又は配偶者の父母	親族に応じ別表第2の日数の欄に掲げる日数  年各1日

○ 別表第2（別表第1第31号関係）

親族		日数	親族		日数
配偶者		10日以内	姻族	父母	7日以内
血族	父母	7日以内		子	1日
	子	5日以内		祖父母	1日
	祖父母	3日以内		兄弟姉妹	1日
	孫	1日		伯叔父母	1日
	兄弟姉妹	3日以内			
	伯叔父母	1日			

(ウ) (ア)の④の場合は、学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情がある場合の臨時休業があるが、これ以外にも、例えば児童生徒の家が火災や浸水の被害を受け、登校できる状況にない、あるいは強風のため倒壊したなどの理由により登校不能になるという例などもあり、そのような場合は、児童生徒の保護者の責任に帰することができないと認めて、校長は出席しなくてもよい日数としてここに記入する。

また、感染症が流行した際、病気にかかっておらず、登校停止や学級閉鎖を受けない児童生徒でも、予防上の見地から保護者が児童生徒を出席させなかった場合にも、校長が妥当と認めればそれを出席しなくてもよい日とすることができる。

ウ 出席しなければならない日数の欄

この欄には、「授業日数」から「出席停止・忌引等の日数」を差し引いた日数を記入する。

エ 欠席日数の欄

この欄には、「出席しなければならない日数」のうち病気又はその他の事故で児童

生徒が欠席した日数を記入する。

#### オ 出席日数の欄

この欄には、「出席しなければならない日数」から「欠席日数」を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として、児童生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加した場合や不登校の児童生徒が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け又は自宅においてIT等を活用した学習活動を行ったとき、そのことが該当児童生徒の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として、出席扱いとした日数及び児童生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名又は自宅においてIT等を活用した学習活動によることを記入する。

#### カ 日数の書き方

日数については、該当する日数がない場合には、空白とせず「0」と記入する。

#### キ 備考の欄

上記のイからオまでに関して、指導上特記すべき事項などを要約して、次のようなことなどを記入する。

- (ア) 「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項
- (イ) 欠席理由の主なもの
- (ウ) 遅刻、早退等の状況
- (エ) 教員を派遣して教育を行った場合の日数
- (オ) 不登校の児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、校長が出席扱いとして認めた場合、出席日数の内数として出席扱いした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名

【知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校】

(1) 各教科の記録

この欄には、各教科・特別活動・自立活動について、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す各教科等の目標、内容に照らし、下記に示す各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

なお、外国語科や選択教科（中学部）を設けた場合は、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて評価の観点を設定し、具体的に指導内容、実施状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

○ 評価の観点及びその趣旨

〈 小 学 部 〉

生活	知識・技能	活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付いているとともに、生活に必要な習慣や技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学ぼうとしたり、生活を豊かにしようとしていたりしている。
国語	知識・技能	日常生活に必要な国語について、その特徴を理解し使っている。
	思考・判断・表現	「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思い付いたり考えたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思い付いたり考えたりしながら、言葉で伝え合うよさを感じようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。
算数	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き理解している。</li> <li>・ 日常の事象を数量や図形に着目して処理する技能を身に付けている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	日常の事象の中から数量や図形を直感的に捉える力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などに気付き感じ取る力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を身に付けている。

	主体的に学習に取り組む態度	数学的活動の楽しさに気付き、関心や興味をもち、学習したことを結び付けてよりよく問題を解決しようとしたり、数学で学んだことを学習や生活に活用しようとしたりしている。
音楽	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曲名や曲想と音楽のつくりについて気付いている。</li> <li>・ 感じたことを音楽表現するために必要な技能を身に付け、歌ったり、演奏したり、音楽をつくったり、身体表現で表したりしている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いをもったり、曲や演奏の楽しさを見いだし、音や音楽を味わって聴いたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	音や音楽に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
図画工作	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 形や色などの造形的な視点に気付いている。</li> <li>・ 表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫してつくっている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	形や色などを基に、自分のイメージをもちながら、造形的なよさや美しさ、表したいことや表し方について考えるとともに、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	つくりだす喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
体育	知識・技能	遊びや基本的な運動の行い方について知っているとともに、基本的な動きを身に付けている。また、身近な生活における健康について知っているとともに、健康な生活に必要な事柄を身に付けている。
	思考・判断・表現	遊びや基本的な運動についての自分の課題に気付き、その解決に向けて自ら行動し、考えているとともに、それらを他者に伝えている。また、健康についての自分の課題に気付き、その解決に向けて自ら考えているとともに、それらを他者に伝えている。

主体的に学習に取り組む態度	遊びや基本的な運動に楽しく取り組もうとしている。また健康に必要な事柄に取り組もうとしている。
---------------	--

〈 中 学 部 〉

国語	知識・技能	日常生活や社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えをまとめたりしながら、言葉がもつよさに気付こうとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。
社会	知識・技能	地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや役割、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して理解しているとともに、経験したことと関連付けて、調べてまとめている。
	思考・判断・表現	社会的事象について、自分の生活と結び付けて具体的に考えたり、社会との関わりの中で、選択・判断したことを適切に表現したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	社会的事象について、国家及び社会の担い手として、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとしている。
数学	知識・理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解している。</li> <li>・ 日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現したり目的に応じて柔軟に表したりする力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	数学的活動の楽しさや数学のよさに気づき、粘り強く考えたり、学習を振り返ってよりよく問題を解決しようとしたり、数学で学んだことを生活や学習に活用しようとしたりしている。

理科	知識・技能	自然の事物・現象についての基本的な性質や規則性などについて理解しているとともに、器具や機器などを目的に応じて扱いながら観察、実験などを行い、それらの過程や得られた結果を記録している。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象について観察、実験などを行い、疑問をもつとともに、予想や仮説を立て、それらを表現するなどして問題解決している。
	主体的に学習に取り組む態度	自然の事物・現象に進んで関わり、学んだことを学習や生活に生かそうとしている。
音楽	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曲名や曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解している。</li> <li>・ 表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌ったり、演奏したり、音楽をつくったり、身体表現で表している。</li> </ul>
	思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、曲や演奏のよさなどを見いだし、音や音楽を味わって聴いたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	音や音楽に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
美術	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造形的な視点について理解している。</li> <li>・ 表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫する技能を身に付けている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	造形的な特徴などからイメージを捉えながら、造形的なよさや面白さ、美しさ、表したいことや表し方などについて考えるとともに、経験したことや材料などを基に、発想し構想したり、造形や作品などを鑑賞し、自分の見方や感じ方を深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	創造活動の喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

保 健 体 育	知識・技能	各種の運動の特性に応じた技能等を理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。また、自分の生活における健康・安全について理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	各種の運動についての自分の課題を見付け、その解決に向けて自ら思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。また、健康・安全についての自分の課題を見付け、その解決に向けて自ら思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動に進んで取り組もうとしている。また健康を大切にし、自己の健康の保持増進に進んで取り組もうとしている。
職業・ 家庭	知識・技能	将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	将来の家庭生活や職業生活に必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、自分の考えを表現するなどして、課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい家庭生活や将来の職業生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとしたりして、実践しようとしている。
外 国 語	知識・技能	外国語を用いた体験的な活動を通して、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。
	思考・判断・表現	身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。
	主体的に学習に取り組む態度	外国語を通して、外国語やその背景にある文化の多様性を知り、相手に配慮しながらコミュニケーションを図ろうとしている。

## (2) 外国語活動の記録（小学部）

小学部3学年以上及び国語科の3段階の目標及び内容を学習する児童に外国語活動を設けて指導した場合、下記に示す外国語活動の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に箇条書き等により文章で端的に記述する。

### ○ 評価の観点及びその趣旨

知識・技能	<ul style="list-style-type: none"><li>外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気付いている。</li><li>外国語の音声に慣れ親しんでいる。</li></ul>
思考・判断・表現	身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝え合っている。
主体的に学習に取り組む態度	外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語の関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとしている。

## (3) 特別活動の記録

係名、役員名の記録のみでなく、特別活動全体にわたって認められる児童生徒の活動についての特徴を文章で端的に記入する。その際、（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部・中学部における特別活動の記録に関する考え方を参考にすること。

## (4) 自立活動の記録

自立活動の記録については、「個別の指導計画」を踏まえ、下記の事項等を端的に記入する。

ア 指導の目標、指導内容及び指導結果の概要に関すること。

イ 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。

ウ 障害の状態を把握するため、又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。

## (5) 行動の記録

この欄には、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間（中学部）、その他学校生活全体にわたって認められる児童生徒の行動について記録する。

ア 記入に際しては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者を教育する特別支援学校の小学部指導要録、中学部指導要録の「行動の記録」の各項目とその趣旨を参考にしながら文章で端的に記述する。

イ 学級担任の観点からだけでなく、各教科担当及び特別活動担当教員の評価なども参考にすること。

## (6) 総合所見及び指導上参考となる諸事項

この欄には、児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で

箇条書き等で端的に記入する。特にオのうち、児童生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

記入に当たっては、児童生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることが基本となるように留意する。ただし、児童生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

ア 各教科や外国語活動（小学部）、総合的な学習の時間の学習に関する所見

- (ア) 学習全体を通してみられる児童生徒の特徴に関すること。
- (イ) 学習に対する努力、学習意欲、学習態度等の日常の学習状況に関すること。
- (ウ) 進歩が著しい教科がある場合、その状況に関すること。
- (エ) 体力の状況や学習に影響を及ぼすような健康の状況に関することなど。

イ 特別活動に関する事実及び所見

- (ア) 所属する係名や委員会名、クラブ名（小学部のみ）及び学校行事における役割分担など活動の状況についての事実に関すること。
- (イ) 特別活動全体を通してみられる児童生徒の特徴に関すること。
- (ウ) 活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関することなど。

ウ 行動に関する所見

- (ア) 学校生活全体にわたってみられる児童生徒の特徴に関すること。
- (イ) 行動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関することなど。

エ 進路指導に関する事項（中学部のみ）

- (ア) 生徒の将来の希望や進学、就職など当面する進路についての希望に関すること。
- (イ) 自己の将来や進路に関する学習や活動の状況、及び主体的な進路選択に対する意欲や態度についての事実に関すること。
- (ウ) 生徒の希望を実現するために行った指導・助言に関することなど。

オ 児童生徒の特徴・特技、部活動（中学部のみ）、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力等について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項

- (ア) 児童生徒の特徴や特技、趣味などのうち、長所を把握する上で重要なこと。
- (イ) 家庭や社会における奉仕活動等の善行、学校内外で表彰を受けた行為や活動等、課外における活動のうち長所と判断されること。
- (ウ) 妥当性、信頼性の高い知能や学力等の標準化された検査の検査月日、検査の名称及び検査の結果など。

カ 交流及び共同学習の事実及び所見

交流及び共同学習を実施している児童生徒については、相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等を記入する。

## (7) 入学時の障害の状態

この欄には、入学時における障害の種類及び程度等（学校教育法施行令第22条の3に示す障害の種類、療育手帳の段階など）を記入するほか、可能な限り障害の原因・時期並びに入学前にとられた措置及び措置後の変化等について記入する。

## (8) 出欠の記録

この欄については、Ⅱ 5 (11) (P33) を参照して記入する。

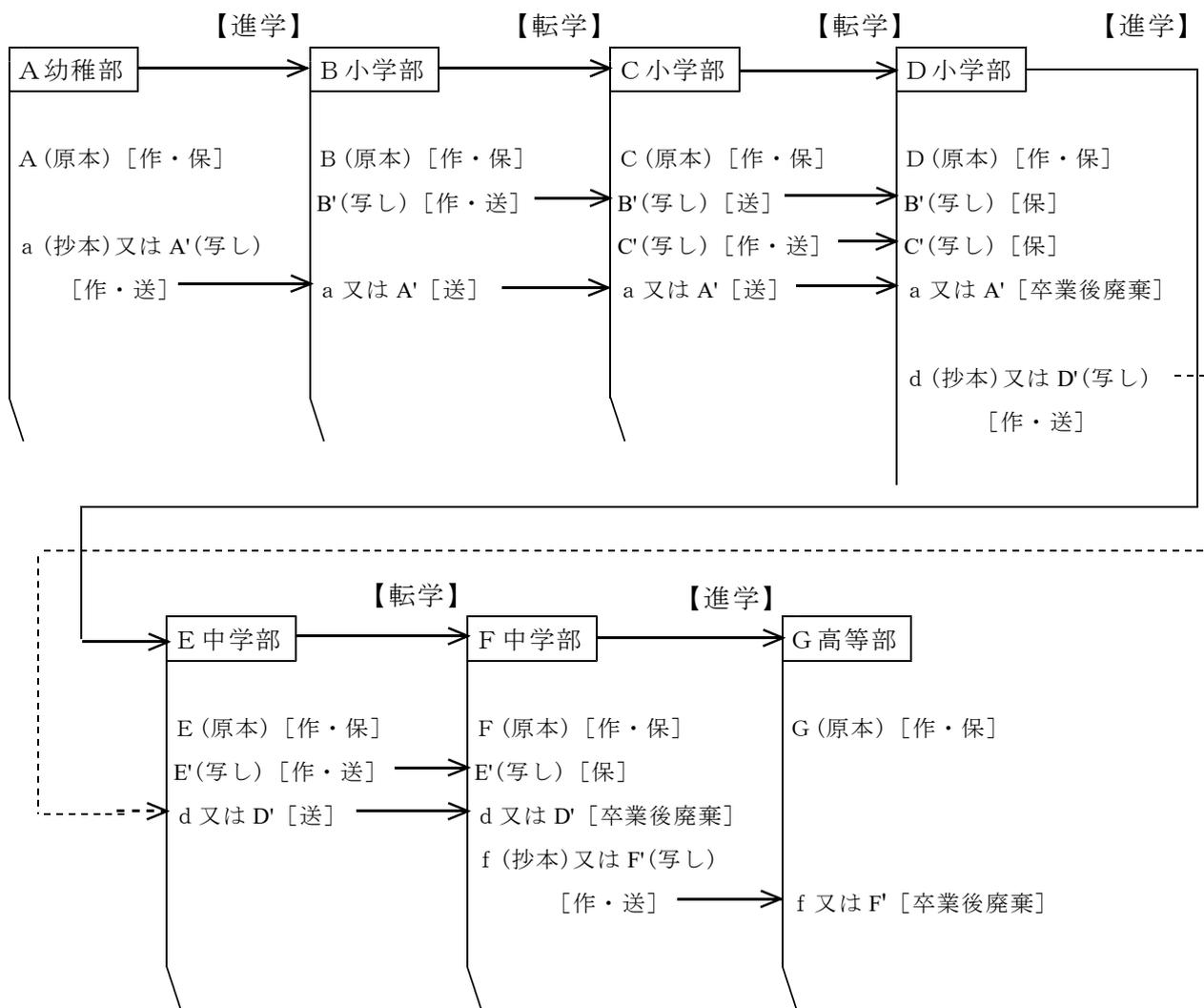
### Ⅲ 取扱い上の注意

#### 1 保存・作成・送付等の取扱い

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の集約を記録し、指導や外部に対する証明等のために役立たせるための原簿としての性格をもつ学校における重要な公簿であるので、この保存・作成・送付等については、以下示すところによって慎重に取り扱うことが必要である。

なお、ここで指導要録の作成・送付の関係を図示すれば以下のとおりで、原本保存主義（原本は児童生徒の在籍した学校にとどめおいて、その写し又は抄本を転学又は進学先の学校に送付する。）の方針をとっている。

※ 図中の〔作・保・送〕は、作成・保存・送付を示す。



#### (1) 保存期間

ア 学校においては、原本及び転入学の際に送付を受けた写しのうち、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存する。

## 学校教育法施行規則

第28条第2項 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

イ 進学の際、幼稚部又は小学部（幼稚園又は小学校を含む。）から送付を受けた抄本又は写しは、児童生徒が該当学部に進学する期間保存する。

ウ 外国にある学校などに入るための退学の場合、学齢を超過している児童生徒の退学の場合、児童自立支援施設若しくは少年院への入院などによる就学義務の猶予・免除の場合、又は児童生徒の居所が1年以上不明の場合には、原本及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学又は在学しないものと認めた以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存する。

### (2) 対外的な証明書等の作成

ア 対外的に証明書を作成する必要がある場合には、指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切でないので、個人情報保護の観点や教育的配慮の観点から、申請の趣旨を確認した上で、証明の目的に応じて必要最小限の事項を記載するように留意する。

イ 指導要録は、1年間の学習指導の過程や成果などを要約して記録するものであり、その様式や記載方法等を学校と保護者との連絡に用いるいわゆる通知表等にそのまま転用することは必ずしも適切ではない。したがって、学校においては、指導要録における各教科等の評価の考えを踏まえ、児童生徒の学習指導の過程や成果、一人一人の可能性などについて適切に評価し、児童生徒一人一人のその後の学習を支援することに役立つようにする観点から通知表等の記載内容や方法、様式等について工夫改善することが大切である。

### (3) 作成の時期

児童生徒が入学・編入学あるいは転入学したときに、様式1（学籍に関する記録）、様式2（指導に関する記録）共に必要な欄に、必要な事項を速やかに記入しなければならない。学籍の欄の児童生徒や保護者の住所等の変更をする場合には、学齢簿の加除訂正の通知があったときに変更する。

### (4) 進学の場合

ア 校長は、児童生徒が進学した場合には、その作成に係る当該児童生徒の指導要録（以下「原本」という。）の抄本又は原本の写しを作成し、これを進学先の校長に送付する。

イ アにおいて抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね下記の事項を含むものとする。

(ア) 学校名及び所在地

(イ) 児童生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

- (ウ) 卒業年月日
- (エ) 最終学年の各教科の学習の記録
- (オ) 最終学年の総合的な学習の時間の記録
- (カ) 最終学年の外国語活動の記録（小学部のみ）
- (キ) 最終学年の特別活動の記録
- (ク) 最終学年の行動の記録
- (ケ) 最終学年の自立活動の記録
- (コ) 最終学年の総合所見及び指導上参考となる諸事項
- (サ) その他将来の指導上必要と思われるものがある場合にはその事項

#### (5) 転学の場合

ア 校長は、児童生徒が転学した場合においては、原本の写しを作成し、それを転学先の校長に送付する。

イ 転学してきた児童生徒が更に転学した場合においては、原本の写しのほか、転学してくる前に在学していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付する。

ウ ア、イの場合、小学部においては、幼稚園（特別支援学校の幼稚部も含む。）から送付を受けた抄本又は写しも、中学部においては小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付する。

したがって、当該学校には、その児童生徒の在学した期間のことについて記録した指導要録（原本）のみが残ることになる。

エ 児童自立支援施設又は少年院を退院してきた児童生徒が転学した場合においては、児童自立支援施設又は少年院から送付を受けた指導要録に準ずる記録の写しも添付する。

オ 転学した児童生徒の指導要録については、速やかにすべての必要事項を記入し、所定の手続きをとるとともに、他の児童生徒とは別に整理し保存しなければならない。

#### (6) 転入学の場合

ア 校長は、児童生徒が転入学してきた場合においては、当該児童生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前に在学していた学校の校長に連絡し、当該児童生徒の指導要録の写しの送付を受ける。

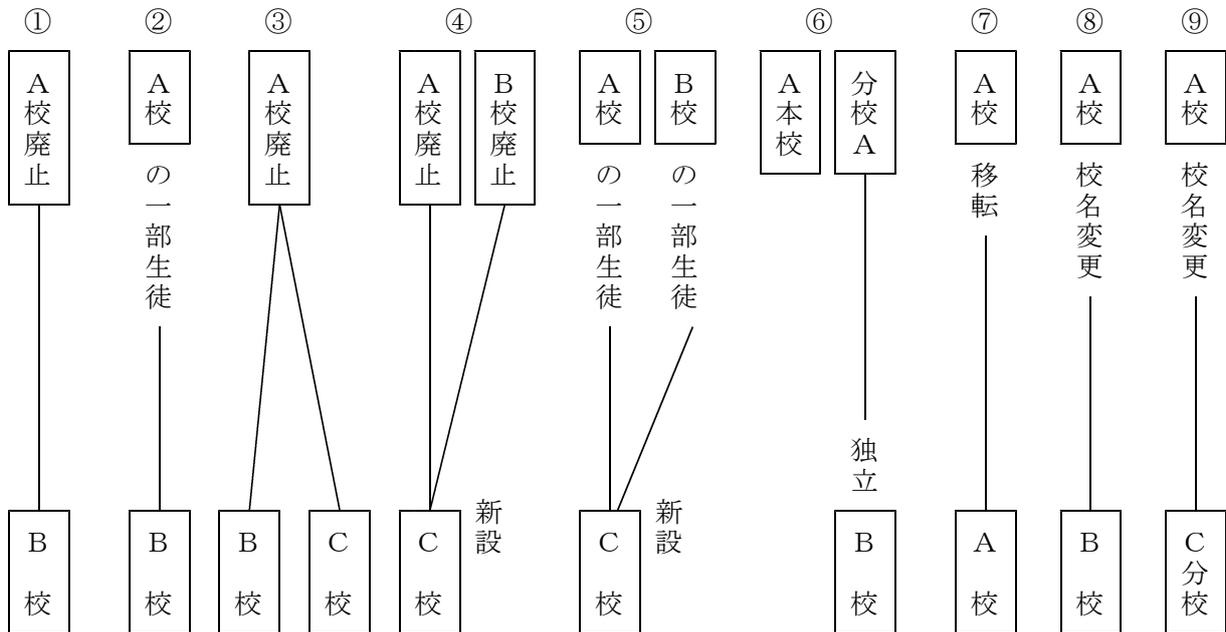
（「転入学通知」の様式例、「指導要録写し・抄本受領回報」の様式例は、資料参照）

イ 児童生徒が転入学してきた場合、校長は、新たに当該児童生徒の指導要録を作成しなければならない。送付を受けた写しに連続して記入してはならない。

なお、転入学した児童生徒の指導要録については、その学校で作成した原本を上、送付を受けた写しを下に重ねとじする。

### (7) 学校統合、学校新設等の場合

学校統合や学校新設等には、下記のような場合があるので、記入及び保存の取扱いについては、県教育委員会の指示に従って記入する。



①～⑤までは転学・転入学の取扱い、⑥～⑨は校名又は所在地変更の取扱い。

### (8) 退学等の場合

ア 校長は、児童生徒が外国にある学校などに入るために退学した場合等においては、当該学校が日本人学校その他の文部科学大臣が指定した在外教育施設であるときにあっては、前項「(4) 進学の場合」及び「(5) 転学の場合」に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校などにあつては、求めに応じて適切に対応する。

イ 校長は、児童生徒が児童自立支援施設又は少年院に入院した場合においては、前項「(5) 転学の場合」に準じて、当該児童生徒の指導要録の写しを入院先の児童自立支援施設又は少年院の長に送付し、児童生徒の入院中の教育に資するものとする。

ウ 退学した児童生徒の指導要録については、速やかにすべての必要事項を記入し、所定の手続きをとるとともに、他の児童生徒とは別に整理し保存しなければならない。

### (9) 編入学等の場合

ア 校長は、児童生徒が外国にある学校などから編入学した場合においては、編入学年月日以後の指導要録を作成する。その際、できれば、外国にある学校などにおける履修状況の証明書や指導に関する記録の写しの送付を受ける。

イ 校長は、児童生徒が児童自立支援施設又は少年院から移った場合においては、児童自立支援施設又は少年院の長の発行した証明書及び児童自立支援施設又は少年院の長の作成した指導要録に準ずる記録の写しの送付を受け、移った日以降の指導要録を作成する。

ウ 校長は、就学義務の猶予又は免除の事由がなくなったことにより就学義務が生じ、児童生徒が就学した場合においては、就学した日以後の指導要録を作成する。

#### (10) 原級留置の場合

原級留置となった児童生徒の指導要録には、当該の同じ学年についての記録が行われることになる。この場合は原級留置としたとき以後の指導要録を新たに作成し、その前の指導要録には「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に原級留置の旨、その年月日、学年及びその事由を記入し、新たに作成した指導要録と重ねとじする。

新たに作成した指導要録の「学籍の記録」の欄に、氏名その他必要事項を最小限記入し、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、原級留置の学年、年月日を記入し、以後の学年に関する事項を記録する。

## 2 新・旧指導要録の取扱い

### (1) 小学部

令和2年度入学及び転入学等児童の指導要録は、新しい様式1, 2により作成する。

令和2年4月1日において、第2学年以上の学年に在籍する児童に係る指導要録については、次のように取り扱う。

ア 従前の様式により既に作成されている指導要録の様式1（学籍に関する記録）については、指導要録の改善の通知に基づいて新たに作成される指導要録の様式1（学籍に関する記録）とみなして取り扱うことができる。

イ 指導要録の改善の通知に基づいて新たに作成される指導要録の様式2（指導に関する記録）については、従前の様式により既に作成されている指導要録の記載内容を転記する必要はなく、新しく作成した様式2と共に両者を併せて保存する。

### (2) 中学部

令和2年度入学生徒の指導要録は、従前の様式により作成し、令和3年度入学及び転入学等生徒の指導要録は、新しい様式1, 2により作成する。

令和3年4月1日において、第2学年以上の学年に在籍する生徒に係る指導要録については、次のように取り扱う。

ア 従前の様式により既に作成されている指導要録の様式1（学籍に関する記録）については、指導要録の改善の通知に基づいて新たに作成される指導要録の様式1（学籍に関する記録）とみなして取り扱うことができる。

イ 指導要録の改善の通知に基づいて新たに作成される指導要録の様式2（指導に関する記録）については、従前の様式により既に作成されている指導要録の記載内容を転記する必要はなく、新しく作成した様式2と共に両者を併せて保存する。